(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事の適正な履行を促すため、日南市工事請負契約約款(平成21年告示第27号)第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を緩和し、現場代理人を兼務することについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐義務を緩和し兼務を認める要件)

- 第2条 次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、発注者の了解の下、工事の現場代理 人を兼務することができるものとする。なお、兼務を判断する期間は、工事着工から工事 完成後の完了届提出までとし、工事の全部の施工を一時中止している時期も含むものと する。
- (1) 兼務できる対象工事の施工場所は、全て日南市内であること。
- (2) 当初請負工事契約額のそれぞれが 4,500 万円未満の場合は2件まで兼務することができるものとする。ただし、それぞれの当初請負契約額の全てが1,000 万円未満(建築一式工事は2,000 万円未満) の場合は3件まで兼務できるものとする。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 1日1回は現場の状況を把握するために巡回を行うこと。

(手続)

第3条 受注者は現場代理人が他の工事を兼務しようとするときは、契約時に現場代理人 兼務届を提出するものとする。なお、日南市発注工事以外の工事を兼務する場合には当該 発注機関に事前承諾を得ること。

(技術者の配置条件)

第4条 技術者の配置条件については、別表第1から別表第4の定めるものによる。

(罰則)

第5条 虚偽の申請等の不正が判明した場合には、指名停止措置等を行うものとする。

附則

この基準は、平成25年6月24日から施行する。

附則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

この基準は、令和元年11月15日から施行する。

附則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月1日から施行する。